

鳥取県告示第590号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月18日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|-------------|--------------|------------|---------|
| 坂口設備工業株式会社 | デイサービスふくろう | 鳥取市行徳三丁目745 | 平成23年11月1日 | 通所介護 |